

東日本大震災関連の「税金」について



■ 所得税や法人税などの納税の猶予:最長3年間の納税猶予が可能に

上記の納税の猶予を受けるためには、災害の止んだ日から2カ月以内に「納税の猶予申請書」と「被災証明書」を提出する必要があります。

■ 寄附金控除

(1) 制度の確認

① 個人の場合

個人がした寄付金で「特定寄附金」に該当すれば、寄附金控除の対象となり、所得の金額から控除されることとなります。控除される金額の計算式は、「特定寄附金の支出額(注)」-2,000円=寄附金控除額 となります。

(注)特定寄附金の支出額は、総所得金額等の合計額の40%相当額を限度。

② 法人の場合

法人がした寄附金で「国等に対する寄附金」「指定寄附金」に該当すれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

(2) 該当となる寄附金とは

個人がした「特定寄附金」とは、例えば、次のような義援金が該当することになります。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等

(3) 寄附金控除の適用を受けるための手続き

◎所得税 適用を受けるための手続きは、次のとおりです。

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載し義援金を寄附したことを確認できる領収証等を添付することが必要です。

【例】総所得金額 380 万円、課税総所得金額 300 万円、義援金 3 万円(1 年間の総計) のケース

- ・今年の総所得金額の40% …… 380万円×40%=152万円
- ・義援金額 …… 3万円 < 152万円
- ・寄付金控除額 …… 3万円 - 2,000円=2.8万円
- ・課税総所得金額 …… 300万円-2.8万円=297.2万円
- ・所得税の還付額 …… 2.8万円×10%=2,800円 (※課税総所得金額 297.2万円の所得税率は10%のため)

■ 雑損控除

(1) 適用時期:所得税については平成22年、住民税については平成23年分の納付税額が軽減されます。

※よって、既に申告した方については確定申告のやり直し、サラリーマンの方は確定申告 をするようになります。

<ご注意>平成23年4月27日に東日本大震災の被災者救済のための臨時特例法が成立し、同日に施行されました。今回の臨時特例法では、平成23年に起こった東日本大震災に係る災害等の損失については、原則どおり平成23年分の所得から控除することもできます。しかし、平成23年との選択により平成22年分の所得から雑損控除をすることができます。これは、平成23年に大きな災害等にあい、平成23年の所得が生じなくなる可能性があるためです。所得控除は所得がないと控除できないものです。よって、平成23年に所得が生じない場合、多額の損失が出て控除できません。従って、平成23年に生じた災害等に対して、平成22年に遡って控除するという主旨です。また、繰越の期間も3年ではなく、5年としているところに特徴があります。

(2) 申告に必要なもの

- ①平成22年分の源泉徴収票(給料もしくは年金をもらっている方)
- ②既に申告をした方については、平成22年分の所得税の確定申告書
- ③申告をされていない方は、平成22年分の所得が分かるもの
- ④今回の地震により支出した又は支出する見込みがあることが分かる書類(領収証又は見積書)
- ⑤市町村役場で発行する「り災証明書」など

(3) 対象資産:住宅・家財(別荘・書画骨董品は入りません)

(4) 控除額:次①と②の金額のうちいずれが多い金額

- ①(損失額－保険金等)－(総所得金額×10%)
- ②損失額のうち災害関連支出－5万円

※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

(5) どのくらい税金が戻るのですか？

≪具体例≫

年収500万円サラリーマンが、今回の地震による家屋の修理代金100万円を支出した場合(奥さんを扶養している場合)

- ①給与所得金額:年収500万円→346万円 (源泉徴収で所得税を172,500円引かれているとします)
- ②所得控除:A)からC)の合計=154.4万円

A) 雑損控除

災害関連支出の金額は13万円とする。

$$a. 100万円 + 13万円 - 346万円 \times 10\% = 78.4万円$$

$$b. 13万円 - 5万円 = 8万円$$

$$a. 78.4万円 > b. 8万円 \text{ よって、雑損控除は } 78.4万円 > 8万円$$

B) 配偶者控除:38万円

C) 基礎控除:38万円

$$\text{課税総所得金額: } ① - ② = 191.6万円$$

$$\cdot \text{税額: } 191.6万円 \times 5\% (\text{所得税率}) = 95,800円$$

$$\cdot \text{確定申告で還付される税額: } 172,500円 - 95,800円 = 76,700円$$

※この確定申告により、住民税も軽減されます。

〈著者プロフィール〉

乾 晴彦 氏

CFP、1級FP技能士、DCアドバイザー、宅地建物取引主任者、証券外務員一種資格、貸金業務取扱主任者、管理業務主任者。

都市銀行、損害保険会社の本社課長・部店長としてコンサルティング業務(PB室)等を担当。

その後、三菱証券(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券)の人材開発部で、FPの推進及びFP実務等の社内講師を務め、生命保険の教育責任者も担当。現在は富裕層向け相談業務、企業(主に大手金融機関と大手不動産会社)や大学でFP教育の講師として活動している。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【株日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488